

# 第48回衆議院総選挙における在外投票の実施について

第48回衆議院総選挙の在外投票が以下のとおり行われています。

なお、在外投票のうち、在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使館における「在外公館投票」は終了しておりますので御了承ください。

## 1. 選挙の日程

- 公示日 : 平成29年10月10日（火）
- 在外公館投票の開始日 : 平成29年10月11日（水）

<在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使館における在外公館投票は終了しました。>

- 日本国内の投票日 : 平成29年10月22日（日）

## 2. 投票できる方

### **在外選挙人証をお持ちの方**

選挙人証は申請に基づいて交付されます。

申請手続きについて知りたい方はこちら

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

## 3. 投票方法

「在外公館投票」は終了しましたが、「郵便等投票」又は「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るにはこちら

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

### **在外公館投票**

終了しました。

### **郵便等投票**

請求手続：登録されている選挙管理委員会に、請求書および選挙人証を送付します。

請求書は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/senkyo/pdf/zaigai6\\_6.pdf](http://www.soumu.go.jp/senkyo/pdf/zaigai6_6.pdf)) からダウンロードしてください。

投票手続：選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日の10月22日（日）の投票所閉鎖時刻（原則午後8時）までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

### **日本国内における投票**

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3ヶ月間）は、在外選挙人証を提示して、下記①～③のいずれかの方法で投票できます。

## 【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

### ①期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

### ②不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

## 【国内投票日当日】

### ③投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 4. 選挙公報・候補者情報

- 公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページ([http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/links/senkan/](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/links/senkan/))に掲載されています。
- 候補者情報は、こちら (<http://www.soumu.go.jp/senkyo/48ge/index.html>) をご利用ください。

## 5. その他

○ 各選挙人が投票する衆議院小選挙区は、在外選挙人証の表面に記載されていますが、平成29年7月に区割り改定が行われたことにより、変更が生じている場合もありますので、あらかじめ各自にて確認願います。

※総務省：衆議院小選挙区の区割りの改訂等について

([http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/shu\\_kuwari/shu\\_kuwari\\_3.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_3.html))

- 「第48回衆議院議員総選挙の概要（総務省）」はこちら  
(<http://www.soumu.go.jp/2017senkyo/>)

(了)

# 在外選挙人証の衆議院小選挙区について

衆議院小選挙区の改定に伴い、お持ちの在外選挙人証の小選挙区が変わっていませんか？

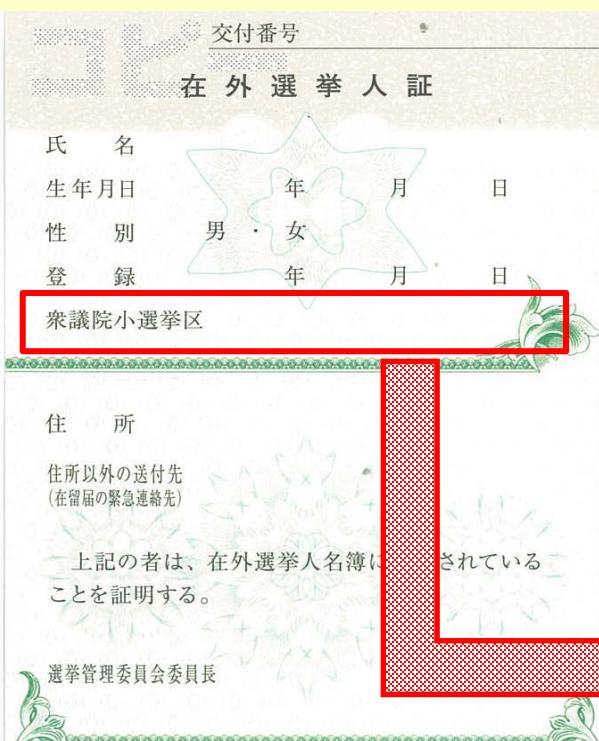
平成29年7月16日から衆議院小選挙区が改定されています。平成29年10月22日執行の衆議院総選挙は、区割り改定後の新しい小選挙区で投票を行うことになります。

現在お持ちの在外選挙人証に記載されている小選挙区が変わっていないかご確認ください。

★総務省HP「衆議院小選挙区の区割りの改定等について」のページ内の「衆議院小選挙区の区域が改定される19都道府県」で改定後的小選挙区をご確認ください。

(総務省ホームページURL)

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/shu\\_kuwari/shu\\_kuwari\\_3.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_3.html)



(例)

改定前（旧）選挙区	改定前（旧）選挙区区域	改定後（新）選挙区区域
第〇区	A市、B市	A市、B市のうちE地区
第△区	C町、D村	B市のうちE地区以外、C町、D村、

※ 改定前、第〇区であったB市のE地区以外の地区の方は、新しく第△区となりますので、衆議院総選挙時(任期満了または解散に伴う)の小選挙区は、第△区となります。

変更となっている可能性  
があります！！

記載の小選挙区が変更となっている場合は、

- ① 変更後的小選挙区で投票してください。
- ② 併せて在外選挙人証の再交付申請を行ってください。